

Bビザご利用のご案内

届いたビザはアメリカの入国に必要な重要な証書です。

1文字1文字、必ずご確認ください。

1. ビザの確認

- パスポートに貼られているビザ面の情報(氏名、パスポート番号、性別、ビザの種類、生年月日、国籍、ビザ有効期間)に、間違いがないか確認してください。弊社でも確認いたしますので、ビザ面の画像をメールで添付し、お送りください。
- 万が一、間違いがある場合は、ビザで入国できない可能性がありますので、渡米前に訂正が必要です。ただし、会社名や学校名のスペルなどの軽微な間違いは修正されません。しかし、国務省のデータベースの修正は必要ですので、弊社から大使館に修正依頼をいたします。

[illegible]

- ビザの種類: B-1 は商用、B-2 は観光用を意味します。通常は B-1/B-2 と表記され、どちらの目的でも入国できます。B-1/B-2 の前にある文字の R は一般旅券(Regular)の意味です。
- 有効期間: Issue Date より Expiration Date までの期間です。日本国籍の場合は 10 年間有効なビザが発給されます。(領事の判断や、国籍などにより有効期間が異なる場合があります。)
- B ビザでも B-1 in lieu of H-1B ビザの申請をした場合、Annotation に”B IN LIEU H PER 9 FAM 402.2-5”(表記が違う可能性もあります)と記載されている必要があります。この記載がない場合、B-1 ビザでの就労ができなくなりますので、ご注意ください。B-1 in lieu of H-1B ビザでの申請かどうかは、サポートレターにてご確認ください。また通常の B-1 ビザで申請した場合でも、領事の判断により同様に記載がされる場合もあります。
 - 面接時に提出した書類が大使館審査終了後に返却されます。(審査ケースによっては返却されないこともあります。)

2. ビザを使っての入国手続き

- 商用・観光目的で入国する場合、今回の申請の目的と異なっても取得したビザを使って入国します。
 - ビザは入国許可証ですが、最終的な判断は入国審査官が行います。有効なビザを保有していても、入国が拒否されることがあります。
 - 2013年4月30日より航空機または船舶を利用した場合、I-94(入国カード)の自動化に伴い、入国カードの記入、提出、返却が不要となります。入国後に滞在期限を必ず確認し、印刷をして保管することをお勧めします。期限を超えて米国に滞在するとオーバーステイになりますのでご注意ください。 The U.S. Customs and Boarder Protection (CBP)のウェブサイト(<https://i94.cbp.dhs.gov/I94>)にアクセスすることで出入国記録の確認できます。陸路で入国する場合は従来通り出入国記録カードの記入、提出、出国時に返却が必要となりますのでご注意ください。
- (1) 入国審査官にパスポートを提出します。
 - (2) 入国審査官から質問があります。入国目的などを英語でご説明されるのにご不安のある場合は、サポートレター(署名のないものでも可)を提示することをお勧めします。
 - (3) 電子的な指紋採取とデジタルカメラによる写真撮影が行われます。
 - (4) パスポートに入国スタンプが押され、戻されます。必ず入国資格(ビザ資格)と滞在期限を確認し、間違っている場合はその場で訂正を受けてください。
- 2016年11月から、中国籍の方が10年有効のBビザで渡米する場合、事前に Electronic Visa Update System(EVUS)の登録が必要になります。あいにく弊社ではEVUSに関する情報を持ち合わせておりません。下記、米国国境取締局のホームページにてご確認ください。 www.cbp.gov/EVUS

3. 再入国

- 再入国は「2. ビザを使っての入国手続」の要領で行います。必要に応じてサポートレターをご準備ください。

4. ビザ申請時の目的が終了した場合

- 商用で申請したにもかかわらずB-1/B-2という観光目的でも入国できるビザが発給されることや、その有効期間が10年と長いことから分かるように、Bビザは他の種類のビザと異なり申請時の目的以外でも入国が可能です。ただし商用で申請している場合、会社を辞められたような場合は使用できません。

なにかご不明な点がございましたら、どうぞご遠慮なくお問い合わせください。

株式会社グリーンフィールド・オーバーシーズ・アシスタンス

電話:03-6261-9501 e-mail:greenfield@green-f.biz